年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に係る経費に充てるため平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの並びに総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、C に準ずるものとする。

J_{16} ＝ 0.0452

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0468
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0468
J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0415
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0457
J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0418
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0454
J_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04185
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04320
J_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0422
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434
J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0418
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431
J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0413
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0426

年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に係る経費に充てるため平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの並びに総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、C に準ずるものとする。

J_{15} ＝ 0.0457

J_{16} ＝ 0.0452

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0468
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0468
J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0416
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0459
J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0418
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0454
J_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0427
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0439
J_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0422
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434
J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0419
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432
J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0413
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0426